

救助艇の進水装置に関する統一解釈

改正対象

安全設備規則検査要領
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正理由

国際救命設備コード (LSA コード) 6.1.1.3 では、救助艇等の進水装置の進水させるための動力は、独立した蓄えられた機械力以外に依存してはならないが、一定の条件を満たす進水装置については本要件に適合する必要はない旨規定している。加えて、LSA コード 6.1.2.2 では、進水装置は船舶の甲板上の位置及び救助艇内部から一人で操作できるものとしなければならない旨規定している。本会はこれらの要件を既に本会の安全設備規則に取り入れている。

第 9 回 IMO 船舶設備小委員会 (SSE9) にて、LSA コード 6.1.1.3 及び 6.1.2.2 について、救助艇の進水動作時における進水装置の動力及び進水装置の操作場所の適用が不明瞭であることが指摘された。

IMO での議論の結果、生存艇と兼用しない救助艇については、進水のための積付け位置からの持ち上げ動作について、機械力に依らず手動で行えることが確認された。加えて、機械力が備わっていない進水装置は艇内からの進水装置の操作は要求されないことが確認された。当該確認事項は統一解釈として第 11 回 IMO 船舶設備小委員会 (SSE11) にて合意され、IMO 第 110 回海上安全委員会 (MSC110) にて採択される見込みである。

今般、SSE11 にて合意され、MSC110 にて採択が見込まれる統一解釈に基づき、関連規定を改める。

改正内容

当該統一解釈に基づき、貨物船における生存艇と兼用しない救助艇の積付け位置からの持ち上げや進水装置の操作場所に関する要件を規定する。

施行及び適用

2026 年 1 月 1 日から施行

ID:DX25-06

「救助艇の進水装置に関する統一解釈」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">安全設備規則検査要領</p> <p>(日本籍船舶用)</p> <p style="text-align: center;">3 編 救命設備</p> <p style="text-align: center;">3 章 救命設備の要件</p> <p>3.20 進水装置及び乗込装置 (LSA コード 6.1)</p> <p>3.20.1 一般要件 (-1.から-3.は省略)</p> <p><u>-4. 貨物船において、生存艇と兼用しない救助艇を積付け位置から持ち上げる動作は進水準備と見なす。従って規則 3 編 3.20.1-3.の適用において、生存艇と兼用しない救助艇の進水装置は乗艇前に手動で艇を持ち上げることができるものとして差し支えない。</u></p> <p>3.20.2 つり索及びウィンチを使用する進水装置 (-1.及び-2.は省略)</p> <p><u>-3. 規則 3 編 3.20.2-2.について、規則 3 編 3.20.1-3.に規定される独立した蓄えられた機械力による進水手段を備えていない貨物船にあつては、救助艇の積付け位置から手動で持ち上げる手段及び乗船位置までの振り出しは救助艇内から操作可能なものとする必要はない。</u></p> <p><u>-4. 規則 3 編 3.20.2-2.について、貨物船の場合には、生存艇と兼用しない救助艇の進水装置は、乗艇前に艇を手動により積付け位置から持ち上げ、その後蓄積された機械力により</u></p>	<p style="text-align: center;">安全設備規則検査要領</p> <p>(日本籍船舶用)</p> <p style="text-align: center;">3 編 救命設備</p> <p style="text-align: center;">3 章 救命設備の要件</p> <p>3.20 進水装置及び乗込装置 (LSA コード 6.1)</p> <p>3.20.1 一般要件 (-1.から-3.は省略) (新規)</p> <p>3.20.2 つり索及びウィンチを使用する進水装置 (-1.及び-2.は省略) (新規)</p>	<p></p> <p>SSE11/20 Annex 9</p> <p>SSE11/20 Annex 9</p> <p>SSE11/20 Annex 9</p>

「救助艇の進水装置に関する統一解釈」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>船外への振出しを行うものとして差し支えない。</p> <p>(外国籍船舶用)</p> <p>3章 配置及び性能要件</p> <p>3.1 一般</p> <p>3.1.1 一般 (-1.から-25.は省略)</p> <p><u>-26. 貨物船において、生存艇と兼用しない救助艇を積付け位置から持ち上げる動作は進水準備と見なす。従って、LSAコード6.1.1.3の適用において、生存艇と兼用しない救助艇の進水装置は乗艇前に手動で艇を持ち上げることができるものとして差し支えない。</u></p> <p><u>-27. LSAコード6.1.2.2について、LSAコード6.1.1.3に規定される独立した蓄えられた機械力による進水手段を備えていない貨物船にあっては、救助艇の積付け位置から手動で持ち上げる手段及び乗船位置までの振り出しは救助艇内から操作可能なものとする必要はない。</u></p> <p><u>-28. LSAコード6.1.2.2について、貨物船の場合には、生存艇と兼用しない救助艇の進水装置は、乗艇前に艇を手動により積付け位置から持ち上げ、その後蓄積された機械力により船外への振出しを行うものとして差し支えない。</u></p>	<p>(外国籍船舶用)</p> <p>3章 配置及び性能要件</p> <p>3.1 一般</p> <p>3.1.1 一般 (-1.から-25.は省略)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p></p> <p>SSE11/20 Annex 9</p> <p>SSE11/20 Annex 9</p> <p>SSE11/20 Annex 9</p>
<p>附 則</p>		
<p>1. この改正は、2026年1月1日から施行する。</p>		